

環境厚生常任委員会

日 時 令和元年8月23日（金）
午前9時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

- （1）亀岡市における環境美化施策について（環境政策課）
- （2）障害の「害」の字をひらがな表記した取り組みについて（健康福祉部）
- （3）令和元年度敬老乗車券事業の一部変更について（健康福祉部）
- （4）認定こども園について（こども未来部）

3 その他

令和元年 7 月 2 5 日環境厚生常任委員会意見一覧

- 大崎町・志布志市の条例と同様に、本市の条例にも過料を明記すべきである。
- 看板を設置することにより、ポイ捨て等の抑止効果になる。
- 犬のふんを入れたビニール袋や小型家電等がポイ捨てされており、衛生面・安全面からも問題である。そういった現状を周知させていく必要がある。
- 自動販売機周辺の回収容器の設置についても条例で規定してもらいたい。

令和元年亀岡市議会

令和元年8月23日

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

ポイ捨て防止条例等の条文構成比較表

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例 <u>ポイ捨てのない美しいまちづくり条例（素案）</u>	他都市の参考事例
(目的)	第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	第1条 この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	第1条 この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	
(定義)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
	(1) 空き缶等 飲食料等の缶、瓶、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、レジ袋その他これらに類する物をいう。	(1) ポイ捨て 市民等がごみ箱その他の定められた容器又はごみの集積場以外の場所にごみを捨てることをいう。	(1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。	
	(2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器又はごみ箱等の定められた物又は場所以外に捨てることをいう。	(2) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、空きペットボトル、たばこの吸い殻等ポイ捨てされることにより、まちの美観を損なうものをいう。	(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。	
	(3) 町民等 町内に居住、滞在、通勤若しくは通学し、又は町内を来訪若しくは通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。	
	(4) 事業者 町内に事業所を置く者又は町内において事業活動を行う者をいう。		(4) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。	
	(5) 公共の場所 公園、広場、道路、河川、海岸その他町民等が自由に利用できる場所をいう。		(5) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。	
			(6) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。	
(町の責務) (市の責務)	第3条 町は、この条例の目的を達成するために必要な施策(以下「施策」という。)を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。	
(町民等の責務) (市民等の責務)	第4条 町民等は、清潔で美しいまちづくりを心がけ、快適な生活環境の保持に努めなければならない。	第4条 市民等は、進んで空き缶・吸い殻等の適正な処理を行う等共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。	第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。	
	2 町民等は、町が実施する施策に協力しなければならない。		2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。	

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例 <u>ポイ捨てのない美しいまちづくり条例（素案）</u>	他都市の参考事例
(事業者の責務)	第5条 事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等の散乱の防止及び環境美化促進の啓発に努めなければならない。	第5条 事業者は、その社会的責任を認識し、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。	第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。	
	2 事業者は、町が実施する施策に協力しなければならない。		2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めなければならない。	
(ポイ捨ての禁止等) (市民等の義務) (所有者等の責務)	第6条 町民等は、空き缶等をポイ捨てしてはならない。	第6条 市民等は、空き缶・吸い殻等をポイ捨てしてはならない。	第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。	
	2 町民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふん等を放置してはならない。	2 市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。	2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
(投棄の禁止等)	3 町民等は、公共の場所においては歩行中に喫煙しないように努め、喫煙するときは、備え付けの灰皿又は携帯用の吸殻入れを使用して、吸殻を適正に処理しなければならない。	3 市民等は、公共の場所において喫煙するときは、備付けの灰皿、携帯用の吸い殻入れ等を使用して、吸い殻を適正に処理しなければならない。	第7条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。	
(<u>環境美化推進員の設置</u>)				<u>市長は、この条例の円滑な運用及び実効性を確保するとともに環境の美化の推進を図るため、環境美化推進員を設置する。</u> <u>2 推進員はポイ捨てによるごみ等の散乱を防止するための指導、啓発等を行い、地域住民と協力して美しいまちづくりに努めるものとする。</u> <u>(志布志市(規則)、成田市、柏原市)</u>
(飼い犬等のふんの放置の禁止)			第8条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。	
(空き地の管理)			第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める市街化区域及び市長が特に必要と認めた区域における空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。	
(美化推進重点地域の指定等)			第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。 2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。	
(<u>きれいなまちづくりの日</u>)				<u>市は、市民等、事業者及び土地所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、きれいなまちづくりの日を設ける。</u> <u>※保津川の日を条例に規定することも一つの手法</u> 2 <u>きれいなまちづくりの日は、〇〇月〇〇日とする。</u> 3 <u>市は、きれいなまちづくりの日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</u> <u>※亀岡環境デー(相模原市)</u>

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例 ポイ捨てのない美しいまちづくり条例（素案）	他都市の参考事例
<u>（回収容器の設置等）</u>				容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業を行う者は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した容器の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。 (茨木市、成田市、奈良市、相模原市)
(指導) (指導又は勧告)	第7条 町長は、前条の規定に違反したと認めるときは、当該違反者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。		第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。	
(命令) (措置命令)	第8条 町長は、前条の規定により指導を受けた者が、正当な理由なくしてその指導に従わないときは、当該指導を受けた者に対し期限を定めて、その指導に従うよう命令することができる。	第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。	第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。	
(委任)	第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	
(過料)	第10条 第6条第1項又は同条第2項の規定に違反した者で、正当な理由なくして第8条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。	第9条 第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。		
(代執行)			第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。	
(公表)			第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。	
(施行)	平成22年4月1日	平成21年10月1日	平成17年4月1日から施行し、第12条、第13条及び第14条の規定は、平成17年7月1日から適用する。	

令和元年8月23日
環境厚生常任委員会

－ 提出資料 －

1. 障害の「害」の字をひらがな表記した取組みについて

・・・（障害福祉課）

P 1

2. 令和元年度敬老乗車券事業の一部変更について

・・・（高齢福祉課）

P 2～6

健康福祉部

障がい者差別解消に向け、

障害の「害」の字をひらがな表記した取り組みを始めます。

目的

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がい者への人権尊重のための法整備が進む中、障害の「害」という漢字について、人の状態に対して使用することが、障がい者への差別・偏見を助長しかねないため、障がい者への人権の尊重と市民等の障がい者への理解を深めていただくことを目的に、障害の「害」の字をひらがなで表記していくこととする。

取組時期

今後印刷物を作成する場合、使用する。

表記の基本的な取扱い

- (1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。市民等、対外的な通知、広報物などを中心に対応していく。
- (2) 例外として次の場合は「障害」の表記を用いる。
 1. 国等の法令、制度などの名称や用語、地方公共団体の条例を用いる場合
 2. 国、その他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合
 3. 対象が人でない場合

区分(1)	具体例
「障がい」表記を使用する例	
・市が市民に発送するお知らせ文書 ・サービス案内冊子、パンフレット 広報・チラシなど ・市が主催する行事やイベント	障害者→障がい者、障がいのある方(人) 身体障害 → 身体障がい、身体に障がいのある 知的障害 → 知的障がい、知的障がいのある 精神障害 → 精神障がい、精神障がいのある 発達障害 → 発達障がい、発達に障がいのある

区分(2)	具体例
「障害」表記を使用する例	
(1) 法令の名称や用語を用いる場合	(法令名称) 障害者基本法 (法令用語) 身体障害者手帳、障害基礎年金
(2) 他の機関・団体、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合	(機関) 国立障害者リハビリテーションセンター (団体) 府・市身体障害者福祉協会 (大会) 全国障害者スポーツ大会、全国障害者芸術・文化祭
(3) 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合	心臓機能障害、高次脳機能障害、広汎性発達障害、認知障害、嚥下障害
(4) 「障害」という用語が人の状態を表すものでない場合	障害物、電波障害

※ 判断が困難な場合は、健康福祉部障害福祉課へ相談ください。

令和元年度敬老乗車券事業の一部変更について

1 事業の概要

高齢者の移動手段の確保及び外出促進等を目的として、高齢者及び運転免許証自主返納者を対象に回数券方式の敬老乗車券を販売しています。

乗車券は、亀岡市コミュニティバス、亀岡市ふるさとバス及び京阪京都交通バスの亀岡市内全区間を区間、距離を問わず1乗車1枚で利用できる券とし、平成29年度から20枚綴り1冊2,500円で販売開始、平成30年度は、対象年齢を75歳から70歳以上に対象者を拡大して販売しました。

令和元年度については、利用できる交通機関にタクシーを追加し、バス・タクシーの共通券として6月から販売を開始、タクシーについては、京都タクシー（ヒラノタクシー含む。）の亀岡市内で乗車又は降車する利用について、1枚当たり250円の券として、1乗車につき2枚、500円まで利用可能としています。

2 販売状況について

- ・6月3日（月）から販売開始。市役所高齢福祉課のほか、7月末までは、人権福祉センター、保津文化センター、東部文化センター、犬甘野児童館でも販売をしました。また、6月18日から7月5日までの間で各自治会に於いて出張販売を実施しました。
- ・7月末までの販売実績としては、延べ985人、1,745冊となっています。
（H30年度7月末現：647人、1,122冊 H30年度末トータル：1,164人、1,869冊）

販売数の内訳

男	女	75歳未満	75歳～	80歳～	85歳～	90歳～
484	1,261	411	567	459	255	53
27.7%	72.3%	23.6%	32.5%	26.3%	14.6%	3.0%

亀岡地区	南部	吉川・ 萩田野	西部	大井・ 千代川	川東	篠・ つつじ
252	124	109	87	97	98	978
14.4%	7.1%	6.2%	5.0%	5.6%	5.6%	56.1%

3 事業の一部変更について

JR沿線から離れた地域に居住される市民にとって、利便性の高い乗車券とし、交通費の負担を軽減するため、令和元年10月から次の事項を変更し、広報等により周知を図るものとします。

- ① タクシーについて、敬老乗車券利用者1人当たり2枚までの使用を可能にします。
※複数の利用者が同乗された場合、それぞれ2枚ずつ使用していただけます。
- ② 対象者を昭和25年3月31日以前生まれの方から昭和25年4月1日以前生まれの方に変更します。

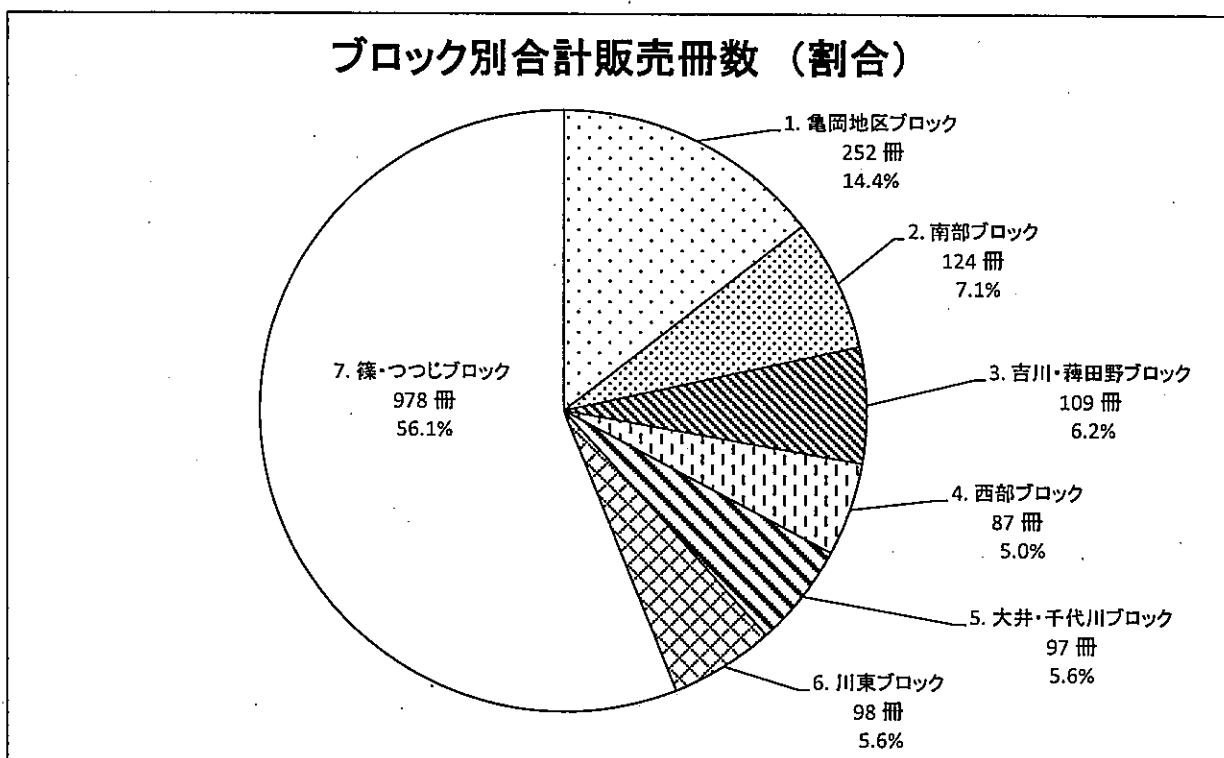
■令和元年度 敬老乗車券 販売実績資料①（販売冊数別）

販売月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
01亀岡地区東部	78	18	0	0	0	0	0	0	0	0	96	5.5%
02亀岡地区中部	51	8	0	0	0	0	0	0	0	0	59	3.4%
03亀岡地区西部	69	28	0	0	0	0	0	0	0	0	97	5.6%
04東別院町	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0.7%
05西別院町	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0.9%
06曾我部町	72	24	0	0	0	0	0	0	0	0	96	5.5%
07吉川町	43	5	0	0	0	0	0	0	0	0	48	2.8%
08蔭田野町	49	12	0	0	0	0	0	0	0	0	61	3.5%
09本梅町	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0.9%
10畑野町	21	7	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1.6%
11宮前町	25	4	0	0	0	0	0	0	0	0	29	1.7%
12東本梅町	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0.9%
13大井町	33	15	0	0	0	0	0	0	0	0	48	2.8%
14千代川町	39	10	0	0	0	0	0	0	0	0	49	2.8%
15馬路町	13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	23	1.3%
16旭町	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0.4%
17千歳町	26	18	0	0	0	0	0	0	0	0	44	2.5%
18河原林町	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0.3%
19保津町	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1.1%
20篠町	182	49	0	0	0	0	0	0	0	0	231	13.2%
21東つつじヶ丘	59	80	0	0	0	0	0	0	0	0	139	8.0%
22西つつじヶ丘	168	44	0	0	0	0	0	0	0	0	212	12.1%
23南つつじヶ丘	266	130	0	0	0	0	0	0	0	0	396	22.5%
合計	1,255	490	0	0	0	0	0	0	0	0	1,745	100.0%

男女比	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
男	330	154	0	0	0	0	0	0	0	0	484	27.7%
女	925	336	0	0	0	0	0	0	0	0	1,261	72.3%
合計	1,255	490	0	0	0	0	0	0	0	0	1,745	100.0%

年齢	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
69歳以下	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	26	1.5%
70～74歳	270	115	0	0	0	0	0	0	0	0	385	22.1%
75～79歳	395	172	0	0	0	0	0	0	0	0	567	32.5%
80～84歳	348	111	0	0	0	0	0	0	0	0	459	26.3%
85～89歳	190	65	0	0	0	0	0	0	0	0	255	14.6%
90～94歳	28	18	0	0	0	0	0	0	0	0	46	2.6%
95歳以上	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0.4%
合計	1,255	490	0	0	0	0	0	0	0	0	1,745	100.0%

販売月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
1. 亀岡地区ブロック	198	54	0	0	0	0	0	0	0	0	252	14.4%
2. 南部ブロック	93	31	0	0	0	0	0	0	0	0	124	7.1%
3. 吉川・蒔田野ブロック	92	17	0	0	0	0	0	0	0	0	109	6.2%
4. 西部ブロック	67	20	0	0	0	0	0	0	0	0	87	5.0%
5. 大井・千代川ブロック	72	25	0	0	0	0	0	0	0	0	97	5.6%
6. 川東ブロック	58	40	0	0	0	0	0	0	0	0	98	5.6%
7. 篠・つつじブロック	675	303	0	0	0	0	0	0	0	0	978	56.1%
合計	1,255	490	0	0	0	0	0	0	0	0	1,745	100.0%



■令和元年度 敬老乗車券 販売実績資料②（購入者数別）

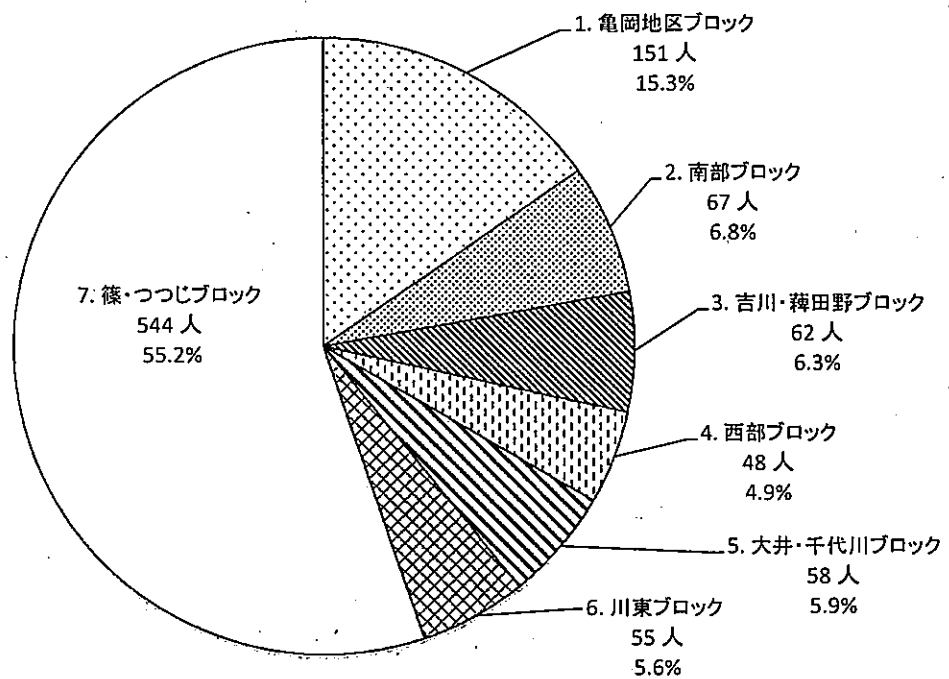
販売月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
01亀岡地区東部	43	12	0	0	0	0	0	0	0	0	55	5.6%
02亀岡地区中部	31	7	0	0	0	0	0	0	0	0	38	3.9%
03亀岡地区西部	41	17	0	0	0	0	0	0	0	0	58	5.9%
04東別院町	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0.6%
05西別院町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0.9%
06曾我部町	39	13	0	0	0	0	0	0	0	0	52	5.3%
07吉川町	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2.8%
08蔭田野町	27	7	0	0	0	0	0	0	0	0	34	3.5%
09本梅町	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0.8%
10畑野町	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1.5%
11宮前町	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1.6%
12東本梅町	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0.9%
13大井町	19	9	0	0	0	0	0	0	0	0	28	2.8%
14千代川町	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	30	3.0%
15馬路町	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1.5%
16旭町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0.4%
17千歳町	13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	23	2.3%
18河原林町	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.3%
19保津町	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1.0%
20篠町	107	28	0	0	0	0	0	0	0	0	135	13.7%
21東つつじヶ丘	33	43	0	0	0	0	0	0	0	0	76	7.7%
22西つつじヶ丘	89	27	0	0	0	0	0	0	0	0	116	11.8%
23南つつじヶ丘	144	73	0	0	0	0	0	0	0	0	217	22.2%
合計	701	284	0	0	0	0	0	0	0	0	985	100.0%

男女比	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
男	188	86	0	0	0	0	0	0	0	0	274	27.8%
女	513	198	0	0	0	0	0	0	0	0	711	72.2%
合計	701	284	0	0	0	0	0	0	0	0	985	100.0%

年齢	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
69歳以下	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1.9%
70～74歳	159	70	0	0	0	0	0	0	0	0	229	23.2%
75～79歳	217	98	0	0	0	0	0	0	0	0	315	32.1%
80～84歳	189	63	0	0	0	0	0	0	0	0	252	25.6%
85～89歳	102	38	0	0	0	0	0	0	0	0	140	14.2%
90～94歳	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	26	2.6%
95歳以上	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0.4%
合計	701	284	0	0	0	0	0	0	0	0	985	100.0%

販売月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合 (合計)
1. 亀岡地区ブロック	115	36	0	0	0	0	0	0	0	0	151	15.3%
2. 南部ブロック	50	17	0	0	0	0	0	0	0	0	67	6.8%
3. 吉川・蔦田野ブロック	52	10	0	0	0	0	0	0	0	0	62	6.3%
4. 西部ブロック	36	12	0	0	0	0	0	0	0	0	48	4.9%
5. 大井・千代川ブロック	43	15	0	0	0	0	0	0	0	0	58	5.9%
6. 川東ブロック	32	23	0	0	0	0	0	0	0	0	55	5.6%
7. 篠・つつじブロック	373	171	0	0	0	0	0	0	0	0	544	55.2%
合計	701	284	0	0	0	0	0	0	0	0	985	100.0%

ブロック別合計購入者数（割合）



認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人		制限なし
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。